

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

背景・必要性

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要。
- このため、治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

検討項目

(1) まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方

- ・水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ・各種ハザード情報の統合手法 など

(2) 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくりの考え方

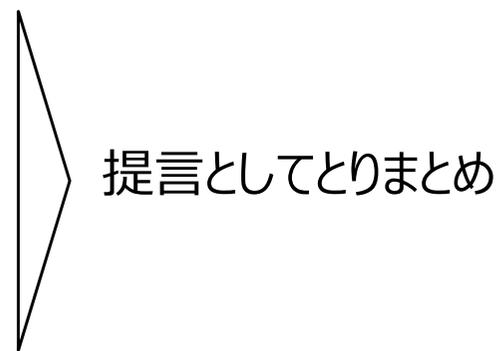
- ・地域の水災害リスクの評価手法
- ・地域の水災害リスクを踏まえたまちづくりの考え方 など

(3) 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- ・地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
- ・水災害リスクの高い地域からの移転の促進
- ・水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組み など

(4) 取組を進めるための連携のあり方

- ・治水・防災・まちづくり・建築部局の連携
- ・市町村の圏域を超えた広域調整 など


 提言としてとりまとめ

委員一覧

【事務局】国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 ◎：座長、○：副座長

(敬称略、五十音順)

岡安 章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授	○ 立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授	◎ 中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	中村 英夫	日本大学理工学部教授
木内 望	建築研究所主席研究監	藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

スケジュール

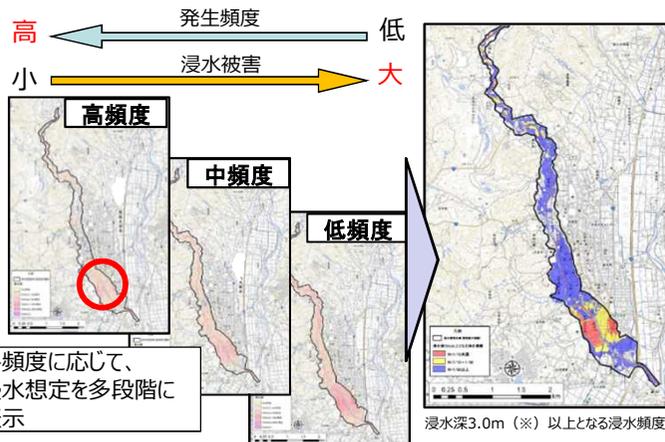
令和2年1月 8日	第一回検討会
令和2年4月 17日	第二回検討会
令和2年6月 12日	第三回検討会
令和2年7月 16日	第四回検討会
令和2年8月 26日	提言とりまとめ
令和3年3月頃	ガイドラインとりまとめ

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 提言と対応【概要】

提言のポイント

1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

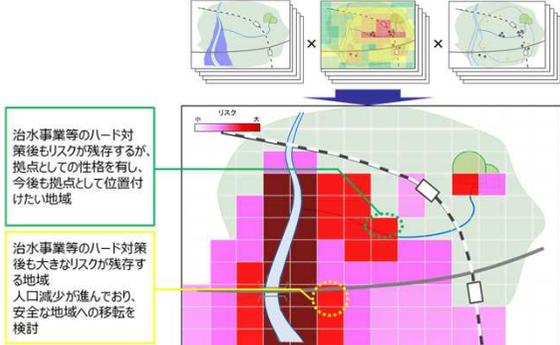
- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のしやすい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。



2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。

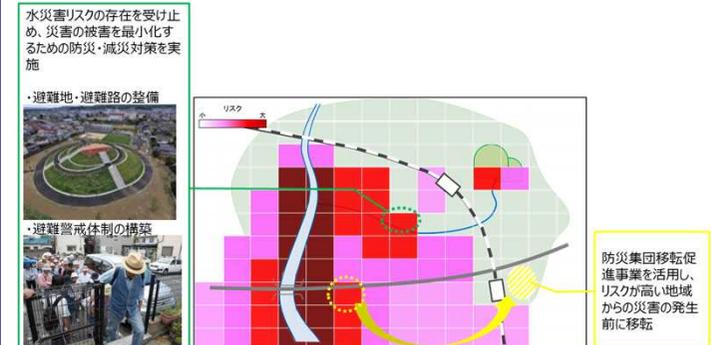
＜水災害リスク評価を踏まえたまちづくりの方向性（イメージ）＞



3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。

＜水災害リスクに対応した防災・減災対策や移転（イメージ）＞



4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。
- 水災害リスクの評価や防災・減災対策の内容について、行政・専門家が協力し、地域住民等に対するわかりやすい説明を行い、合意形成を図る必要。
- 国による市町村等への連携促進のための支援の実施。

提言を受けた国の対応

- ① 上記 1～4 の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。（令和 2 年度中予定）
- ② 災害ハザード情報を地図上に 3 次元で表示。（令和 2 年度に 30～40 都市で先行実施）
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。（令和 2 年夏頃予定）
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。（令和 2 年夏頃予定）